

平成 29 年 5 月

開 設 者  
管 理 者 様

「第 21 回 医療経済実態調査（医療機関等調査）」へのご協力をお願い

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中央社会保険医療協議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申などを行っております。

このたび、当協議会では、「第 21 回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を実施することといたしました。

この調査は、病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として 2 年に 1 度行っております。また、平成 31 年 10 月に消費税率の引上げが予定されており、今回の調査でも前回（第 20 回）調査と同様に、費用に含まれる医療機関等の消費税負担の状況を把握することとしております。

今回の調査に当たっては、調査対象 9,177（箇所数）施設を無作為に抽出いたしました。

ご回答は、原則全ての調査項目についてお願い申し上げます。ただし、平成 27 年及び平成 28 年の税務申告において青色申告を行った個人立一般診療所・個人立歯科診療所については、特別に調査項目を一部省略する形式にて回答いただくことも可能です。

なお、この調査業務・集計業務は株式会社健康保険医療情報総合研究所に委託しています。

また、この調査は統計法に基づき一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持され、調査票は集計して調査結果を得るためだけに使われます。

この調査の内容に関するご質問は、厚生労働省の医療経済実態調査事務局にご連絡いただきたく存じます。

厚生労働省としましては、今後も社会保険診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

中央社会保険医療協議会  
会長 田辺国昭

厚生労働省保険局  
局長 鈴木康裕

この調査の結果は、社会保険診療報酬改定についての議論のための重要な基礎資料として活用されますので、施設の規模や開設主体にかかわらず、わが国の医療経営の実態がそのままに反映される必要があります。

皆さま方のご回答が今後の診療報酬の“あるべき姿”へ向けた出発点となります。日々の診療などでお忙しいとは存じますが、ぜひとも、ご協力賜りますようお願い申し上げます。